

# 11月26日駒場寮「明け渡し」裁判第9回口頭弁論報告

## 口頭弁論で、学部当局側の虚偽と破綻が明らかに!

12月10日(金)・12月21日(火)に実施される  
駒場寮「明け渡し」裁判証人尋問の傍聴へこぞって参加を!

11月26日「明け渡し」裁判第9回口頭弁論で  
学部当局側の虚偽と計画の破綻が明らかに!

11月26日、駒場寮「明け渡し」裁判の第9回口頭弁論が、東京地方裁判所民事615法廷(藤村啓裁判長、高橋讓裁判官、下田敦史裁判官)において行われました。

ご存知のように、10月1日に行われた「明け渡し」裁判進行協議では、総計3,300筆以上も寄せられた「証人尋問の実施と慎重な審理を求める要請書」と、20筆以上の「教職員からの要請書」を東京地裁に提出したこともあり、12月10日、12月21日の2回にわたり、計3名(元駒場寮委員長成瀬豊、駒場寮生須藤虎太郎、学部長特別補佐永野三郎)の証人尋問が行われることが確認されました。今回(11/26)の口頭弁論は、この12月に行われる証人尋問に先立つ弁論として行われたものです。

今回(11/26)の口頭弁論は、多くの学生が傍聴に詰めかけ見守る中で行われました。そして、今回の口頭弁論では、駒場寮側から「準備書面8」が提出され、その内容を説明する形で口頭による陳述が行われました。

駒場寮弁護団による今回の陳述では、まず、駒場寮のサークル活動・クラス活動において果たしている意義が明らかにされました。続いて、学部当局の「再開発計画」である「CCCC計画」なるものが、予算面でも破綻した「絵に書いた餅」に過ぎないことを明らかにしました。さらに、図書館について見れば、予算獲得の見通しの立たない「美術館」予定地の穴埋めのために、図書館の敷地をむりやり移動させたというものであり、これは駒場寮「廃寮」を推進するために「跡地計画」を学部当局が都合よく変更して、まさに破綻した「廃寮計画」を取り繕うものでしかないと暴露されたのです。

そして、駒場寮弁護団の陳述では、学部当局の進める駒場寮「廃寮」計画は、貴重なメタセコイアの樹木をはじめとする駒場寮周辺の豊かな自然環境を大きく破壊するものであることも明らかになりました。

さらには、浅野攝郎教養学部長が、裁判所に提出した「(駒場寮には)浮浪者風の者を含め学外者が多く含まれている」という陳述が、裁判所をあざむくための全くの虚偽にすぎないものであることも暴露されたのです。

### 証人尋問日程

12月10日(金) 13:30 ~  
成瀬豊(100分)

須藤虎太郎(70分)証人尋問

@東京地裁民事615法廷(予定)

12月21日(火) 13:30 ~  
永野三郎教授証人尋問(120分)

@東京地裁民事615法廷(予定)

みんなでこぞって傍聴しよう!

**駒場寮委員会**

99.11.29

# 学生無視の裁判ではなく、学生との合意にもとづく 問題解決にむけ、学生投票で学生の意思を示そう！

多くの学生に必要な駒場寮を、大学自治をも  
踏みにじり「裁判」で潰すことは許されない

現在、大学当局は「明け渡し」裁判によって駒場寮の「廃寮」を強行しようとしています。しかし、これまで何年にもわたって多くの学生が、ストライキや全学投票などの形で「廃寮」反対の意思表示を行ってきたことから分かるように、駒場寮は多くの学生にとってかけがえない役割を果たし続けています。

まず第一に、駒場寮は、教育の機会均等を保障する厚生施設として、重要な役割を果たしています。駒場寮は、1か月わずか6,500円で居住することができ、また、学内に位置するために定期代や通学時間も不要です。このような駒場寮は、経済的に苦しい学生が東京大学に通う権利を長年にわたって保障してきました。実際、今年度も、大学当局による不当な入寮妨害にもかかわらず、約50名の学生が駒場寮に入寮しており、この事実からも駒場寮の必要性が分かると思います。

第二に、駒場寮は学生の自主自治活動の場として重要な役割を果たしています。駒場寮内では数多くのサークルが活動しており、また、クラスの活動場所としても重要な役割を果たしています。例えば、今年も多くの学生が、新フェスの準備などをはじめとして、クラスルームを活用しています（例えば、今年度について見れば、約50のクラスがクラスルームを利用しています）。

現在、このように多くの学生にとって必要とされてい

る駒場寮を、大学当局は裁判によって力づくで「廃寮」にしようとしています。しかし、そもそもこの駒場寮問題は、1991年10月に大学当局が、寮生・学生と一切相談することなく、合意書や確認書にすら違反して、駒場寮の「廃寮」を一方的に決定したことに端を発しています。したがって、現在進められている「明け渡し」裁判は、このような不当な「廃寮」計画を強行すべく行われているものにほかなりません。

さらに、学内問題の解決を学外の機関である裁判所に委ねてしまうという大学当局の行為は、「学内問題は学内での話し合いで解決する」という大学自治の原則に反するものです。このように、大学当局が自ら大学自治を投げ捨てるような行為を行うことは、大学の自治、ひいては学問の自由すらも危機に陥れる、いわば大学の自殺行為であり、決して許されないことなのです。

12月10日・12月21日に行われる証人尋問へ  
多くの方の参加を心から呼びかけます

しかし、不当にも大学当局が「明け渡し」裁判を取り下げない現段階においては、少なくとも、教育の機会均等の保障や、学生の自主自治活動や大学自治のあり方の根本にもかかわる重要な問題であるこの駒場寮問題について、裁判所が不十分な審理しか行わず、性急に裁判を結審してしまうような事態だけは、なんとしても阻止する必要があります。

冒頭にも述べたように、多くの皆さんからの要請書を提出した結果、裁判所は3人の証人に関して証人尋問を実施する意向を表明しました。裁判所に拙速な審理を決して行わせないためにも、この証人尋問の傍聴に、多くの方のみなさんが参加するよう呼びかけるものです。

学生無視の裁判でなく、学生との合意にもとづく  
解決にむけ、学生投票で学生の意思を示そう！

以上に述べたように、駒場寮の「明け渡し」裁判は非常に問題の多いものであり、そうであるがゆえに、私たち寮生・学生は、大学当局による96年の「法的措置着手」以来、これまで一貫して「法的措置」の撤回を求め続けてきました。それにもかかわらず、残念ながら大学当局は、現時点に至るまで「明け渡し」裁判の取り下げを表明するには至っていません。

しかし、大学自治をも蹂躪する「明け渡し」裁判は、私たち学生の意思を全く顧みない「解決」手段です。このような、学生無視の裁判ではなく、学生との合意にもとづく問題解決、そしてキャンパスづくりの実現のために、きたる学生投票（12/13～17）を多数の学生の賛成のもとで批准させ、学部当局に対して学生の意思を示していきましょう。

**駒場寮委員会**

☎ 03 (3467) 7258

ホームページ <http://www.netlaputa.ne.jp/~komaryo/>